

生活保護申請の “扶養照会の見直し”行われる



「生活保護の申請は国民の権利です」「生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」これはコロナ禍で困窮する人が増える中、厚生労働省が生活保護を申請したい方へとして発信しているメッセージです。

しかし実態は「扶養照会」が申請をためらわせている一因ともなっています。「扶養照会」とは戸籍情報を基に、親や子、兄弟、孫にまで生活の援助ができるかどうかを問い合わせるものです。しかし、2017年の厚労省調査では、年46万件の扶養照会に対し経済援助に至ったのはわずか1・45%であり、福祉事務所の業務負担が大きく現状にそぐわないと指摘されていました。

これまでは照会しなくても良い例として「70歳以上の高齢者」「親族からDVを受けていた」「20年間音信不通」などとしてきましたが、「20年間」を「10年程度」、「相続で対立している」「借金を重ねている」など「著しい関係不良」も加えました。しかし明確に禁止しているわけではなく、対象も限定的です。

そもそも憲法第25条に生存権がうたわれているように、生活保護は国民の権利です。3月30日国会でも党国会議員が、法制度上、扶養の可否は保護の要否判定に影響を及ぼすものではないことを指摘し、田村厚労相は「(扶養照会は生活保護の要否判定の)要件ではないので、申請は受け付ける」と認めました。

しかし、現状では金銭的援助だけでなく、精神的な支援も含めて扶養照会が行われており、実質的に要件として扱われています。実際に扶養照会が行われた結果起こったトラブルもあり、更なる見直しが必要です。日本共産党は扶養照会を行う場合は、申請者の同意を条件とすべきだと主張しています。

知^っ得^得情報 ◀ 川口市の商店改修事業補助金を活用してコロナから営業を守りましょう

市内商店に対して、新型コロナウイルス感染症対策に関連する店舗の改修工事費や関連する備品購入費、感染症対策以外の改修工事費の一部を補助。新たに感染症対策に関連する備品購入費のみも補助対象となりました。

問 この制度は川口市ではいつスタートしたのですか

答 そもそも日本共産党川口市議団は、2013年に高崎市を視察し「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金」について調査、視察の前も後も繰り返して川口市に同様の制度の創設を迫ってきました。川口市では2017年からスタートしましたが、補助率や補助額も少なく、市議団として「使える制度に」と改善を求めてきました。奥ノ木市長のもと、コロナ対応での制度拡充も図られ利用者も大幅に増えています。

問 対象はどうなっていますか

答 ①小売業（靴屋、八百屋、魚屋、パン屋、肉屋、薬局、本屋、スポーツ用品店、花屋、洋品店等）
②飲食業（レストラン、ラーメン店、喫茶店、すし店、惣菜店、弁当屋等）
③生活関連（クリーニング店、理容店、美容院、エステ、洋服直し店、旅行代理店、葬儀屋、写真プリント店等）
④その他（保険代理店舗、不動産屋、あん摩・はり・灸・マッサージ店等）です。

問 コロナ感染症対策の対象の事業と補助内容はどうなっていますか

答 対象事業は…市内業者（法人の場合は市内に本社）が行う

- ①税抜き20万円以上の店舗改修工事
- ②税抜き1万円以上の備品購入で、対象経費（税抜き）の50%で上限50万円（備品購入のみの場合は上限20万円）。

感染症対策以外の改修工事費は対象経費の30%で上限30万円。

※申請後、川口商工会議所または鳩ヶ谷商工会で経営診断が必要。

お問い合わせは▶▶川口市産業振興課商業観光係：市役所第一本庁舎5階
電話 048-259-9018(直通)まで

水道事業の現状と これからを考える

学習会を開催

4月3日(土)14:00～ 生涯学習プラザホールにおいて、「水道料金値上げに反対する川口市民の会」主催の学習会が、埼玉自治体問題研究所事務局長の渡辺繁博氏を招いて行われました。

講演では昨年7月に行われた学習会(自治体問題研究所理事の林敏夫氏講演)の「水道は社会保障(公衆衛生)、商品ではない」のおさらいを含め、自治体を覆う公共サービス産業化の波について説き明かし、コロナ禍のもと今もとめられているのは「公共の復権」である。また、2018年6月にPFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)の改定、同年12月に水道法の改定が行われ、広域連携の推進や官民連携の推進が定義され、水道事業の広域化、民営化に道が開かれました。

こうした背景がありますが、過去に欧州を中心とする水道民営化では相次ぐ水道料金の大幅値上げや漏水率の改善が見られず、投資家への高配当、高額役員報酬などで借金過多となり再公営化となっている実態が語られました。

市民の会での1年間の取り組みや公開質問状への回答、水道事業の分析などが報告され、川口市議会でも昨年の9月議会において全会派一致で「水道施設の更新及び耐震化に対する国からの財政支援の拡充を求める」意見書が、国に提出されたことや、財務省ホームページに税制(国の税金の仕組み)について「税金とは、年金・医療などの社会保障・福祉や、水道・道路などの社会資本整備、教育・警察・防衛といった公的サービスを運営するための費用を賄うものです。」と説明しており、社会資本である水道施設(浄配水場や基幹管路など)の拡張、更新には税金を投入するべきである。との報告がありました。会場に参加した方たちからは、盛んに質問が寄せられ充実した学習会となりました。

私たち日本共産党川口市議団は、皆さんの声をしっかりと市政に届け、市民の方が「ひとりひとりが幸せにくらせる社会」を目指して、今後も奮闘してまいります。

埼玉県営住宅 入居者募集のご案内

【4月1日(木)～4月21日(水)消印有効】

●川口市内で募集している住宅

[一般住宅]

川口安行原住宅・川口道合住宅・川口赤山住宅

[ひとり親世帯向け住宅]

川口神根住宅・川口安行原住宅・川口赤山みどりの丘住宅

[単身住宅]

川口赤山住宅・川口安行吉岡

●定期募集パンフレット川口市内の配布先

川口駅前行政センター・芝支所・新郷支所・神根支所・安行支所

戸塚支所・西川口駅連絡室・蕨駅前芝連絡室・鳩ヶ谷駅連絡室

*申し込みには資格要件がありますのでまずは確認してください。

●お問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社 公営住宅部県営住宅課

電話 048-829-2875

5月の無料法律相談

◎日時／5月11日(火) 18時30分～

◎会場／日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階

ご相談者が増えています。事前にご予約の上お越し下さい。
相談ご希望の方は地域の党市議会議員、または下記電話までご連絡下さい。

なお、コロナウイルス対策のため、申し込みの際は
必ずご連絡先の電話番号をお知らせ下さい。よろしくお願ひします。

主催：日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10 電話 048-267-8411